

## 「経営者保証に関するガイドライン研究会」(第1回) 議事要旨

1. 日 時：平成25年8月7日(水) 15時～16時55分
2. 場 所：全国銀行協会(銀行会館) 5階 特別会議室
3. 出席者：小林委員(座長)、阿部委員、大西委員、奥川委員、片岡委員、佐藤委員、須賀委員、竹之内委員、田村委員、中井委員、中村(高)委員、中村(慈)委員、丸山委員、友定委員、藤原委員、本井委員、山田委員、山野目委員、和南城委員、小林(学)代理(内池委員)、苧野代理(関戸委員)、関口代理(松山委員)

### 4. 議 題：

- 座長の選任
- 主な検討項目についての自由討議
- 検討体制

### 5. 議事内容：

- 座長の選任  
本研究会の座長に小林総合法律事務所の小林委員を選任した。
- 事務局から「中小企業等における個人保証の在り方研究会報告書」概要について説明した後、主な検討項目(配付資料5)に沿って自由討議。今後は、ワーキンググループを設置し、経営者保証に関するガイドライン素案の検討を行うことので了承を得た。

主な意見は以下のとおり。

#### 【1. 契約時の対応】

(委員)

報告書の方向性に沿って対応することで異論ないものの、ガイドラインに落とす際に、事細かに決めることは難しいと思っている。また細かく決めると、実務において、債権者、債務者・保証人双方にとっても負担になる場合が多々出てくる局面が考えられるので、ガイドラインは、そういった実務面にも十分配慮しながら検討を進めていく必要があると思っている。

(委員)

事業者団体の立場からも、一律の規定を設けていただくと、借り手として非常に硬直してしまうと考える。中小企業といっても、中堅企業に近い中小企

業から零細企業と幅広いので、一律の規定の仕方はなるべくしない方がよい。

(委員)

在り方研究会での成果自体は非常に意義のあるもので、研究会の報告書としてはこの文章でよろしいと思うが、どのような場面において、どういうふうに振る舞ってよいかは、貸し手側も借り手側も、総論はわかるけれども、抽象的なものになっており、これでは実務に耐えられないのではないかと感じる。今後は、現場で使えるものにするように考えていきたい。

(委員)

画一的な対応というのは円滑な金融促進の中では難しいのではないかと考える。債務者の方と金融機関の信頼関係の強化というものがまず大前提だと考えているので、その信頼関係の深化に資するような検討も含めてやっていきたいと考えている。

(座長)

全体として、余り細か過ぎたり、画一的な定め方はよろしくないという意見、さりとして、ある程度具体的でないガイドラインとしての意味もないだろうという意見もあったと思う。そういうことを踏まえつつ、資料5の「主な検討項目」の各項目に関しての意見をいただきたい。

(委員)

在り方研究会報告書は、ある意味、先進的なところがあると感じている。現在、法制審で民法の改正の議論が進む中で、個人保証問題をどのように取り扱うか、法律面で論じられている。その中で、これはガイドラインという形で、ソフトロー的に適切な解決が導けないかという試みだろうと思う。この法律とガイドライン、2つの仕組みで、あるべき個人保証のあり方が議論されるのは大変意義のあることだろうと感じている。

一方で、在り方研究会報告書の保証契約締結時の取扱いについて、①から④まで提案されているが、これらの4点は、現在の金融実務において、現に行われているのか。また、現段階で共通の認識になっているのか。

(座長)

今の指摘のところは、報告書を見ると、現在、実務がそうなっているというよりは、今後の方向性として、こういう対応を図ることが考えられるということだと理解している。

(委員)

金融機関としては、中小企業について、会社と代表者一体と捉えているケー

が多いため、個人保証を取っているケースが多いというのが実態である。報告書の内容については、方向性について理解できる部分がかなりあるが、実際の実務に落とすときにどうかというところで、もう少し検討が必要かなという部分があるとは感じている。

(委員)

在り方研究会の報告書の基本的な考え方に共鳴しており、このような方向でぜひ実務慣行ができあがることを望んでいる。

しかしながら、現状が仮にそうでないとするれば、この報告書で記載されている方向に進むには、どのようなガイドラインを設けるのが最も好ましいのか、それがまた金融機関の方々にとっても、実務上耐え得るのか、それを適切に検証しながら、ぜひガイドラインの策定を考えていただければと思う。

(委員)

金融機関側も、事業者側も、総論として方向性は非常に合っているのだろうと思うが、具体的な各論になると、「でもね」というところがあると思うが、できれば、より具体的に、かつ実行可能なものを作ることが望まれる。

融資で、借り手は、短期の運転のための資金と、長期の設備なり戦略的な資金は、明らかに性格は異なる。短期の資金は、場合によっては個人保証をしながら、必要以上の説明を細かく求めなくても安心して融資をしていただけるような今のやり方というのは必ずしも悪くないと思うが、長期の戦略的な資金については、中小企業者側からすると、金融機関側はやはり目利きというか、きちんと評価をいただいて、社長なり会社の言っていることが実行可能なかどうか、事業として成り立つか、現実的なのかということについて、一定程度の目利き能力をつけて指導いただきながら支援いただくことが理想的である。

(委員)

金融機関の立場としては、中小企業においては、法人と個人が実質的に一体となっている、だから個人保証もいただいたうえで、一体として管理していくというのが個人保証をしていただく第1の理由である。

したがって、個人保証があるので、企業のことを全然見ずに融資することはなく、金融機関は、個人保証をもらうが、その企業の業績はどうなっていくのかを見極めながら取引をしている。

(委員)

「(2) 債権者の対応」の①の中の方策として「停止条件付あるいは解除条件付保証契約」がある。停止条件付というのは、今まであまりなかった慣行の部分で、これを日本経済の中に新たに定着させていこうという取組みだと認

識している。金融機関からすると、いわば将来のリスクを抱えることになるので、ガイドラインの策定に当たって、どこまでであればそれが許容できるのかということがより具体的な課題になってくるのではないかと考えている。また、類型化については、事業家の方が①の法人・個人の分離を目指したり、①になると扱いも違うということを考えて、企業の透明性を向上させていくということになると、中小企業全般の開示情報の部分についても、より信頼性があるものに徐々に進められ、改善されていくということになるのではないかとイメージしている。

(委員)

停止条件付保証契約の停止条件の中身は、コベナンツであるとか、特約条項であるとか言われているが、これからは、文章にしてみんなが理解を共有することができるような形のものにする必要があるのではないと思う。また、適切な保証金額の設定ということに関しては、何が適切な保証金額か具体的な議論はこれからとなっている。在り方研究会では保証人となる者の資産の状況とのつり合いで判断するということが1つのヒントとして論及されているから、これからは、これを1つのヒントとして、さらに実務的なステージで検討していただきたいと望む。

(委員)

在り方研究会での議論で、例えば中小企業でも、一定規模以上の売上げが確保され、従業員も相当数いるときは、往々にして①のケースの場合が多く、小規模企業になればなるほど②のケースが多いだらうと思われるが、①と②の区別について、何ををもって①として、何ををもって②とするのかについて、どんな様子だったのか教えていただけるとありがたい。

(委員)

従業員の数や、資本の規模や、売上げ等で大きいものは①のほうに入るし、どちらかというとな創業者、家族的な経営のものが②に入るというレベルの議論しかされていない。そのさらなる具体化はこれからされていくだろうと感じるとともに、①と②を何かルールとか基準をつくって、かつちり分けなければいけないという話でもないのだろうと感じる。

(委員)

在り方研究会報告書の3頁に矢印が5つあるが、こういう点が将来にわたって充足すると見込まれる場合などが①に該当すると思う。規模や売上げで判断するというのではなくて、また違う座標軸になると思う。

(委員)

取引先の9割が貸出金3,000万円未満の企業である。そういった意味で、小規模事業者が大半で、当然に与信判断の際には法人個人一体で見ているのが現状である。経営者の中には、自分が個人保証をすることにより、運転資金なり、設備資金の借入れを考えている先も多いものと認識している。よって、個人保証契約と停止条件付保証契約を、債務者側が、どちらか選択できるという形になると非常によいのではないかと思っている。

(委員)

ガイドライン作成に当たっては、ある意味で債務者企業に対して方向性が見えるような、まさに行くべき道しるべとなるようなガイドライン的発想もぜひ入れていただきたい。個人保証をとるのは、会社と個人資産の混在や一体的なところに根源的な問題があり、またガバナンスが効かないところに問題があるというのが、恐らく、金融機関側からの問題意識だと思う。そうだとすれば、経営規律、財務基盤、情報開示をきちんとすれば、①の方向にわが社も行けるといふ、そういう道しるべになるようなガイドライン的要素もぜひ検討、導入いただきたい。そうすれば、このガイドラインが、社会全体がその方向に進む上での足がかりになるものと思われる。

(委員)

「1. 契約時の対応」に議論が集中していたが、現実問題として、「2.」の「個人保証の履行時の対応」の問題を解決すれば、「1.」の問題も含めて個人保証に係る問題はほぼクリアされるのではないか。つまり、「2.」の履行時がどういうふうになるのかが決まってくると、契約時の対応というか、説明も、全てが決まってくるといふのが現実なのではないか。

## 【2. 個人保証の履行時の対応】

(委員)

在り方研究会の議論を、非常に乱暴かもしれないが、整理すると、金融機関は、方向性としては理解するし、受け入れたいとは思いますが、債務免除や個人保証の解除を行う際、株主代表訴訟に耐えられるのか、また、無税償却は可能かという点が気になっており、この2点がクリアされれば、違和感なく受け入れていただけるといふ感じになっていたという印象を持っている。今後、「2.」の(1)と(2)のところがどれだけガイドラインに落とし込めるのかが重要な論点だと感じる。

(委員)

「2.」の「(1) 債務整理の準則」の「公正衡平」があるが、保証債務の履行に当たっては、全ての債権者が同じ目線に立たないといけないので、そこ

が重要だと考える。税務については、金融機関としては最終的には無税償却できればよいと考える。一方、保証免除したときに、債務者には債務免除益が立ってしまうところもあるので、そこら辺をどうやってクリアしていくかという税務上の問題をうまくクリアできるような運用が必要になってくるものと考えている。

(委員)

金融機関とすると、「2.(2)」の各項目というのは非常に痛みを伴う部分がある。よって、数値基準であるとか、細かなもので金融機関の出口を縛られると、これまで金融機関の事情等で処理できていたものが、一律に判断基準を決められてしまうと、身動きがとれない状態も生じるし、事前の審査の体制であるとか、その後の貸出のモニタリングであるとか、そういったものまでも構築し直しをしなければならない。ワーキンググループにおいては、現状の実務を踏まえて、また、支援協議会でも企業再生をやられているので、その辺の実情も踏まえた上で詳細に議論いただきたい。

(委員)

保証契約履行時において最終的解決ができるとしても、保証人は、極めて過大な債務を負担した状況に置かれる。それは心理的にも極めて負担になる。したがって、個人保証の履行の問題について円滑に解決できれば、契約締結時の問題がなくなるわけではなく、重要性は変わらないので、締結時の対応についても十分検討いただきたい。

その上で、保証契約履行時におけるあり方としてどうあるべきか。金融機関からすれば、保証債務を解除する、残債務を免除するときに痛みを伴うと思う。しかし、保証人が持っている資産、将来収入を超えて、保証履行を求めても返済できるわけではないので、回収不可能な保証債務を長く持ち続けることに、金融機関にとって積極的意味は何なのか。

返すめどのない過大な債務を保証人に長く負担させる合理的理由はないので、不幸にして保証履行請求をしなければならないときに、合理的な基準をもって保証履行させ、残債務は免除するというシステムが必要であると考えている。

(座長)

今の発言に関してであるが、「2.(2)」の中の矢羽の3つ目は、いわゆる破産のときの自由財産部分は残そう、それ以外は表明保証して、ほかに財産がなければ保証を解除しようというものである。

ただ、表明保証違反、つまり、ほかの財産が見つければ保証解除が撤回される。2番目はさらにそれを一歩進めて、早期の再生着手があった場合には、その自由財産を超える範囲を残すものである。この方向性についての検討課題があるかと思っはいるが、その点についてはどう考えるか。

(委員)

「2.(2)」の2つ目の矢羽がまさに債務整理を早期事業再生に資する形で活用することを想定した提案であることは承知しているが、一方で、合理的基準で、早期に保証人が保証債務から解放される制度があってもよいのではないか。その制度が事業再生と結びつけば、もとより早期の事業再生が可能になるという意味で、債務者に対する、同時に、保証人に対するインセンティブになり得るものと積極評価をしている。

(座長)

1つは、破産時の自由財産を念頭に、ほかに資産がないことを表明保証して、いわゆる解除条件付で保証を解除するというか、保証を免除するというか、そういう仕組みが考えられると思うが、こうした仕組みを積極的に評価できるという意味か。

(委員)

ガイドラインで免除される基準が明らかになれば、仮に破産の場合の自由財産の限度でしか保証人の手元に残らなかったとしても、それは極めて意義のあることである。

経営者である保証人による破産手続の利用率はかなり低いので、破産という手続をとらなくても、破産をとったのと同じ効果が仮にこのガイドラインによって得られるのであれば、それは当該債務者にとっては、いわゆる負担を軽くする、かつ、その後の自らの再生、個人の再生に資するという意味で、非常に意義のあることだと考える。

しかし、自由財産の範囲を超えて、例えば、最低限生活に必要な自宅を残すというようなシステムがさらに構築されるのであれば、窮境にある会社が債務カットを求めた事業再生を早期に申し立てるインセンティブになることは間違いないので、そういう社会経済的な見地からこの考え方を推し進める、それが金融機関も含めて了解が得られるのなら、それは大変好ましいと考える。

(座長)

早期再生着手があれば、社会経済的にもプラスになるばかりでなく、債権者の弁済率も上がって経済合理性もあると、それが1つの根拠になっているということだと理解している。

(委員)

自由財産を超える部分については、現在、東日本大震災の被災者の方々の二重ローン問題に関する個人版私的整理ガイドラインでも認められているところもあるが、金額的に一律に設定するようなものではないと考えているので、

例えば、残存資産の範囲を何段階かに分けるとか、そういったやり方もあるのではないかと考えている。

それから、将来も負担できないような保証債務を負わせ続けることはなく、実務的にはかなり柔軟に対応して、債務免除とかを認めている。

(委員)

中小企業の立場から言うと、倒産に至る過程はさまざまな環境要因があり、倒産した経営者は失格だと言われればそれまでであるが、真摯な、真面目な経営者も非常に多い。真面目な経営者を倒産で一律失格とせず、真面目な経営者を評価して、再チャレンジの道を開くよう知恵を盛り込んでいただきたい。

(委員)

農林水産業の場合、異常気象等で、その人の経営能力等を超えて、かなり経営が厳しくなってしまうと、結局、破綻に近い状況になることがある。天候等の外的要因によって破産に追い込まれてしまう場合に、本件のような形の取組みがあって、何とか事業再生という道を作るのはかなり意義がある話だと思うので、しっかり制度が作ればと期待している。

ただ、その中で円滑に資金を調達できるかという点で、懸念がある。

農業の場合も、実はそれほど大きな金額の借入れをしているわけではなく、もともと家族経営から出発をしたところが多いので、そういう意味では、個人保証がついていれば与信がつくという方も結構多くおり、そういう方々が個人保証がつかないことによって円滑な資金調達ができなくなることは逆効果になるので、そういうことにならないよう工夫を凝らしていただければと思う。

それと、新規就農数も減っているのも、何とか事業再生に結びつけて、再チャレンジという形に持っていこうと思っているが、事業再生に必要な資金、残してあげられる財産の判断基準は、業態や地域によって、畜産であったり、また、米だったり、基準がばらばらになるので、一律的にこの額だと決めてしまうと、全てがそれに適合するわけではないので、柔軟に対応できる形が必要だと思う。

また、残債務を免除することにおいて、債権者と債務者、債務者と他の債務者間で理解を得られるような配慮が必要ではないかと思う。

(委員)

預金取扱金融機関ではない金融機関においては、保証人の資金の流れがわからないというところで非常に苦労しており、最終的に保証を解除したいものの、どこまで保証人の資力を確認したら許されるのかという点が気になる。これは対税務面ということになると思うが、そういったところは多分、預金



取扱金融機関と我々のような政策金融機関とでは微妙に違うと感じており、引き続き議論させていただければと思う。

(委員)

政策金融機関として、保証の猶予、免除にもう数年取り組んできている。昨年度、年間1,000件ぐらいの実績があるが、政策金融機関だけで借りているというお客さまはほとんどいないので、民間金融機関を含めて、こういう制度が整備され、連携していければ、本研究会の意義は非常に大きいと思っている。

(委員)

中小企業の経営規律であるとか、財務基盤であるとか、情報開示というところの強化が求められているが、それらの情報は当該企業が自ら取り組んで開示をしていく情報だと思う。

(委員)

事業再生も想定をして業界で自主ルール、自主ガイドラインを作ってきた。サービサーとしては、債権を取得するときに、個人保証、それから、主たる債務者を全て含めた形でプライシングをしているので、一体処理には貢献できていると思っている。

(委員)

保証契約自体の説明はこれまでも丁寧にはしているわけではあるが、今後は保証契約の必要性まで具体的な説明が一律に行われないと、保証人をつけたり、つけなかったりしたときの差異というもの債務者にはわかりにくいという状況が出てくるのではないかと思う。他方、ノンバンクの場合は、お客さま自身からご照会いただくこともあるため、この部分は非常に悩ましいところで、具体的、画一的な条件があると、借り手も貸し手もやりにくくなるのではないか。

もう一点は、ガイドラインの運用の際に、一般債権者の方と、金融債権者との関係が再生時においてうまくスムーズにいくのかという点が気になる。やはり一般債権者の理解も得られないと、再生は非常に難しいのではないかと思っている。

(委員)

現政権の「日本再興戦略」では、産業の新陳代謝とベンチャーの加速ということが中心テーマの一つである。企業の開業率が廃業率を上回る状態にして、中小企業の成長分野への進出を支援し、地域金融機関などが一体となって、新陳代謝の促進を進めることが大きく謳われている。研究会の報告書が出さ

れる随分前から、廃業の際の「経営者による個人保証」が、大きな障害となっていることは指摘されて久しい。開業率を上げるためには、創業による開業率だけでなく、廃業後の再チャレンジによる開業率も上げる必要がある。そこで、経営者がスムーズに廃業できるようにするため、早期に「経営者による個人保証」問題を法的・制度的に解決へ導くガイドラインを作ることは、国の政策に沿った意義ある活動であると考えている。

(委員)

信用保証協会が金融機関に代位弁済したのものには税金が入っているため、保証債務の免除を検討するに当たっては、そのところをどのように整理したらいいのか、民間金融機関とまた違う視点で検討する必要があるのではないかと考える。

(委員)

信用保証協会の特殊性は十分認識しながらではあるが、実務において信用保証協会が代位弁済した後の信用保証協会と債務者ないし保証人との関係について、なかなか処理しづらい場面が多々ある。ぜひ、信用保証協会の求償権、代位取得した債権のまさに免除問題についての具体的な検討を切望したい。また、保証履行時の問題は免除を伴うとなれば、その判断の合理性について、金融機関も非常に悩まされる。債務者の言っていることが本当かどうかよくわからない。債権者と債務者との間でガイドラインが機能して解決できれば、大変好ましいことだとは思いますが、そうであっても、ガイドラインだけでは必ずしも解決できないことがあろうかと思う。そこで債務調整に関しては、特定調停制度が用意されており、かつては、いわゆる消費者金融が社会問題になったときに、全国で何十万件が裁判所の手続を経て適切に解決されたと聞いている。最近その件数は減っているが、保証の免除の問題についても、特定調停なりの制度で解決できるとなれば、これは大変有意義なことではないか。そういう既存の制度の活用を示唆する方向でのガイドラインができれば、これも大変好ましいと思う。

(委員)

信用保証協会について話があったが、実は、中小企業再生支援協議会の案件では、ほぼ100%と言っていいくらいに、信用保証協会が実質債権者になっている。そういう中で、債務者から表明保証してもらおう等の対応をとって、債務免除等の実績が積み上がってきており、信用保証協会も含め皆、協力いただいているのが実情である。

(座長)

信用保証協会も含めた形で、公平に処理できるように、ガイドラインはつく

るべきだと考えている。

(事務局)

中小企業にとってあまりなじみのない「停止条件付・解除条件付」保証契約の特約の内容について、参考例を盛り込むなど、中小企業にとってわかりやすいものとする工夫が必要と思われる。

(委員)

仮に税制における対応が必要であれば、その手当ても並行して行うべきではないか。

(委員)

取引先の主体は、中小の零細企業で、債務者イコール個人というような図式がほとんどで、資産がない、あるいは事業特性も余りないというところに対して、いかに貸出をしていくかということからすると、やはり1つの手段として個人保証に頼らざるを得ないという局面が多々ある。その辺を十分理解いただいたうえで話を進めていただきたい。

また、最終処理の局面においては、税務における対応も含めて、円滑なガイドラインを作っていただけると、より一層最終処理が進むのではないかと考える。

以 上